

浄化槽をお使いのみなさまへ

～川口市から3つのお願い～

↓詳しい情報はこちらから↓



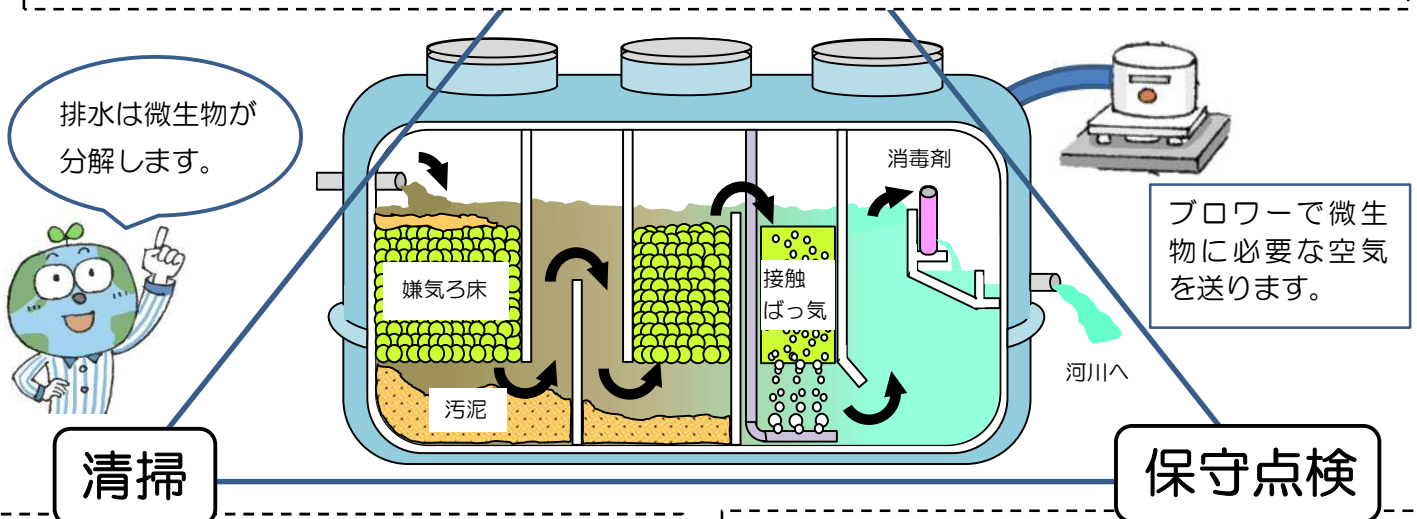
浄化槽維持管理についての
川口市ホームページ

① 浄化槽の適正な維持管理

清掃・保守点検・法定検査 は義務です！

法定検査

- 浄化槽が正常に機能しているかなど総合的な検査を行います。
- 2種類の検査が義務付けられています。
 浄化槽の使用開始後3カ月を過ぎた日から5カ月の間に行う検査（7条検査）
 年1回行う定期水質検査（11条検査）
- (一社)埼玉県環境検査研究協会（※1）に依頼してください。



- 浄化槽内に溜まった汚泥などを引抜き、洗浄を行います。
- 年1回以上の実施が義務付けられています。
- 市が許可する清掃業者（※2）に委託してください。

- 消毒剤の補充、浄化槽本体の調整などを行います。
- 規模により定められた回数の実施が義務付けられています。
- 市に登録のある保守点検業者（※2）に委託してください。

※1 一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会は、埼玉県が指定した法定検査の実施機関です。

法定検査には下記費用がかかります。（令和8年7月1日時点）

連絡先 さいたま市北区土呂町1-50-4
電話番号 048-778-8700



処理対象人数	10人槽以下	11～20人槽	21～50人槽	51～300人槽	301～500人槽	501人槽以上
設置後等の水質検査（7条検査）	14,000円	15,000円	17,000円	22,000円	24,000円	40,000円
定期水質検査（11条検査）	6,000円	8,000円	11,000円	14,000円	16,000円	32,000円

※2 清掃業者、保守点検業者は下記からご確認ください。（右上 QR コードから開けます）

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/2/26805.html>

川口市ホームページ（URL <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/>）

組織から探す > 環境部 > 環境保全課 > 浄化槽 > 浄化槽の維持管理（清掃・保守点検・法定検査）

② 浄化槽の適正な使用

浄化槽の機能を妨げるものは、流入させないようにしましょう。

・微生物の活動に影響があるものの例

塩酸などを含む製品

大量の漂白剤や洗剤

殺虫剤

酒類

油脂類

ペットの糞



・配管を詰まらせるものの例

ティッシュ

紙おむつ

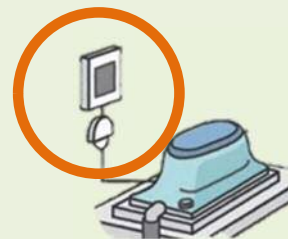
ウェットティッシュ

衛生用品



ブロワーの電源は抜かないでください。

ブロワーは微生物に必要な空気を送ります。モーター音がしない場合は、故障の可能性があります。



マンホールの上に物を置かないでください。

清掃や保守点検、法定検査の妨げになる場合があります。不具合の発見の遅れにもつながります。



故障の疑いがある場合は、ご契約されている保守点検業者にご連絡ください。

③ 各種手続き

以下の場合、手続きが必要になることがあります。

例	ご提出いただく書類
引越したとき	浄化槽使用開始報告書 浄化槽管理者変更報告書 浄化槽使用廃止届出書
建物の所有者が変わったとき	浄化槽管理者変更報告書
浄化槽から下水道に接続したとき	浄化槽使用廃止届出書
浄化槽の使用を休止または再開したとき	浄化槽使用（休止・再開）届出書

詳しくは、下記の川口市ホームページをご覧ください。市担当課へご連絡ください。

組織から探す > 環境部 > 環境保全課 > 浄化槽

> 浄化槽の設置・使用開始・廃止などの手続

(URL <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/2/26804.html>)



川口市環境部環境保全課 水質係

川口市朝日 4-21-33

朝日環境センターリサイクルプラザ棟 4階

電話番号 048-228-5389

令和8年7月版